

議第46号

山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 部分休業（第32条―第35条）」を

「第4章 部分休業（第32条―第35条）」

に改める。

第5章 任命権者が講ずべき措置等（第36条・第37条）」

第2条第4号イ(イ)を削り、同号イ(ロ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号イ(ロ)を同号イ(イ)とし、同号イ(ハ)中「第32条第2号ロ」を「第32条第2号」に改め、同号イ(ハ)を同号イ(ロ)とする。

第32条第2号を次のように改める。

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員等で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。次条において同じ。）

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 任命権者が講ずべき措置等

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第36条 任命権者は、職員等が当該任命権者に対し、当該職員等又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員等に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員等の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員等が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員等が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第37条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員等に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

育児休業等を行うことができる非常勤職員の範囲を拡大する等のため提案するものである。

議第47号

山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の2中「7,000円」を「10,400円」に改め、同項第72号中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に、「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同項第73号中「7,900円」を「9,000円」に、「7,400円」を「8,500円」に、「6,200円」を「7,200円」に、「5,700円」を「6,700円」に改め、同項第90号中「2,100円」を「2,700円」に改め、同項第97号中「110,000円」を「98,000円」に改め、同項第99号中「17,000円」を「15,000円」に改め、同項第110号中「21,400円」を「23,200円」に、「20,900円」を「22,700円」に改め、同項第228号の2から第228号の2の3までの規定中「附則第4条第1項」を「附則第11条第1項」に改め、同項第228号の2の4中「附則第6条」を「附則第13条」に改め、同項第228号の2の5中「附則第9条第1項」を「附則第16条第1項」に改め、同項第228号の2の6中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に改め、同項第327号から第329号までを次のように改める。

<p>(327) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画（同法第10条第5項に規定する計画を含む。）の認定（特例畜舎等に係る畜舎建築利用計画の認定を除く。）の申請に対する審査（建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）により畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第3項第4号に掲げる基準及び規定に適合すると確認されている場合を除く。）</p>	<p>畜舎建築利用計画認定申請手数料</p>	<p>次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------	---------------------------------------

区分	金額
床面積の合計が3,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	204,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	328,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	623,000円
備考 床面積の合計は、当該申請に係る畜舎等のうち特例畜舎等以外の畜舎等の床面積について算定する。	

- (328) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律 畜舎建築利用計画変更 次
第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の 認定申請手数料 次の表の左欄に掲
変更の認定の申請に対する審査（変更後の畜舎建 げる区分に応じ、
築利用計画に係る畜舎等の全部が特例畜舎等であ それぞれ同表の右
る場合、同法第3条第2項第4号に掲げる事項の 欄に定める額
変更がない場合並びに指定確認検査機関により同 法第4条第3項において準用する同法第3条第3 項第4号に掲げる基準及び規定に適合すると確認 されている場合を除く。）

区分	金額
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	8,000円
床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	14,000円
床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	21,000円
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	27,000円
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	49,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	68,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	204,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	328,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	623,000円
備考 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積について算定する。 (1) 認定を受けた畜舎建築利用計画の変更（特例畜舎等に係る部分を除く。）をして特例畜舎等以外の畜舎等の建築等をする場合 当該建築等に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積） (2) 認定を受けた畜舎建築利用計画の変更（特例畜舎等に係る部分に限る。）をして特例畜舎等以外の畜舎等の建築等をする場合 当該畜舎等の床面積	

- (329) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律 工事完了の届出をする 120,000円
第6条第2項ただし書の規定に基づく仮使用の認 前における特例畜舎等
定の申請に対する審査 以外の認定畜舎等の仮
使用認定申請手数料

第2条第1項第329号の次に次の1号を加える。

(329)の2 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する 畜舎等の敷地と道路と 27,000円
 法律施行規則（令和3年農林水産省、国土交通省 の関係の建築認定申請
 令第6号）第48条第2項の規定に基づく建築の認 手数料
 定の申請に対する審査

第2条第1項第349号中「（昭和25年法律第201号）」を削り、同項第397号中「7,000円」を
 「8,200円」に改め、同項第423号の10の表の付表第3中「建築基準法第77条の21第1項に規定する
 指定確認検査機関（次号において「」及び「という。）」を削り、同項第423号の13中「第29条
 第3項」を「第34条第3項」に改め、同項第436号中「1,800円」を「1,600円」に改め、同項第457
 号の2から第457号の4までを次のように改める。

(457)の2から(457)の4まで 削除

第2条第1項第457号の5中「又は第101条の4第2項」を「若しくはロ、第101条の4第2項又
 は第101条の7第1項」に、「1,400円」を「1,450円」に、「800円」を「1,200円」に改め、同条
 第2項第5号の4中「、第101条の4第2項」を「若しくはロ、第101条の4第2項」に、「750
 円」を「1,050円」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(5)の5 道路交通法第97条の2第1項第3号イ若し 運転技能検査手数料 3,550円

くはハ又は第101条の4第3項の規定による運転
 技能検査を受けようとする者

第2条第2項第6号中「第91条」を「第91条又は第91条の2第2項」に改め、同項第12号の表フ
 の項を次のように改める。

フ 道路交通法第108条の 2第1項第12号に掲げる 講習	道路交通法第71条の5第3 項に規定する普通自動車対 応免許（以下この表におい て「普通自動車対応免許」 という。）を受けている者 （同法第97条の2第1項第 3号イ及びハに掲げる者並 びに同法第101条の4第3 項の規定の適用を受ける者 を除く。）に対する講習	6,450円
	普通自動車対応免許を受け ている者（道路交通法第97 条の2第1項第3号イ若し くはハに掲げる者又は同法 第101条の4第3項の規定 の適用を受ける者に限 る。）又は第一種運転免許 若しくは第二種運転免許で あって普通自動車対応免許 以外のもののみを受けてい る者に対する講習	2,900円

第2条第2項第12号の表カの項中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」
 に改め、同項を同表ヨの項とし、同表ワの項の次に次のように加える。

カ 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	講習1時間について2,250円
-----------------------------	-----------------

第2条第2項第13号中「又は第13号」を「、第13号又は第14号」に改める。

第3条第17項中「同項第1号又は第2号」を「同項各号」に改める。

別表中「銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可申請手数料（消防職員が人命救助の用途に供するため救命索発射銃を所持する場合に係るものを除く。）」に、「銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料、銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料」を「銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料（消防職員が人命救助の用途に供するため救命索発射銃を所持する場合に係るものを除く。）、銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料（消防職員が人命救助の用途に供するため救命索発射銃を所持する場合に係るものを除く。）」に改め、「、チャレンジ講習手数料、特定任意高齢者講習（簡易）手数料」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第457号の2から第457号の5まで及び第2項第5号の4の改正規定、同号の次に1号を加える改正規定、同項第6号、第12号の表及び第13号並びに第3条第17項の改正規定並びに別表の改正規定（「、チャレンジ講習手数料、特定任意高齢者講習（簡易）手数料」を削る部分に限る。）は、同年5月13日から施行する。

提 案 理 由

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の規定に基づく畜舎建築利用計画の認定を申請する者等から手数料を徴収するとともに、行政書士試験手数料等の額の適正化を図る等のため提案するものである。

議第48号

山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例

山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第8号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第49号

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

第1条 公衆浴場法施行条例（昭和23年12月県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「による公衆浴場」を「の規定による公衆浴場」に改め、同項第6号中「間げき」を「間隙」に改め、同項第7号中「若しくは」を「又は」に、「こう配」を「勾配」に、「間げき」を「間隙」に改め、同項第8号を次のように改める。

(8) 浴槽は、洗場で使用した水及び浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しないように、洗場の床から適当な高さを設け、不浸透質の材料又は厚板で造り、かつ、洗場に面した浴槽内の適当な箇所に必要に応じて階段を設けること。

第2条第1項第11号中「ゆう出地」を「湧出地」に改め、同項第12号を次のように改める。

(12) 客用便所は、男女用別に入浴者の利用しやすい場所に設け、流水式手洗い設備及び窓又は換気設備を備えること。

第2条第1項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第23号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 浴室には、室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。

第2条第2項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「浴室には、」を削り、同号を同項第2号とし、同項第5号中「通気孔」を「給気口及び排気口」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第6号を第4号とし、同項第7号中「白色とし、」を削り、同号を同項第5号とし、同項第8号中「浴室には、」を削り、同号を同項第6号とし、同項中第9号を第7号とする。

第3条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条 公衆浴場法施行条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「12歳未満の者は」を「7歳未満の者は、」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。

提 案 理 由

営業者が講ずべき措置の基準のうち男女の混浴に係るものを変更するとともに、公衆浴場の構造設備の基準を緩和する等のため提案するものである。

議第50号

山形県青少年健全育成条例の一部を改正する条例の制定について

山形県青少年健全育成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第2条第3項の規定又は同法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされる者については、改正後の第3条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 理 由

民法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第51号

山形県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について

山形県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

山形県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年2月県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第81条の2第8項」を「第81条の2第9項」に改める。

第7条中「場合又は」を「場合、」に、「に限り」を「又は同条第4項の規定により同項に規定する特別会計に繰り入れる場合に限り」に改める。

附則第2項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

国民健康保険法の一部改正等に伴い、国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制等のための経費に充てる場合に基金を処分する等のため提案するものである。

議第52号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第64号）の
一部を次のように改正する。

第13条中「児童等」を「児童」に改める。

第52条第1項第5号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」
を「附則第10条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉法及び社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案する
ものである。

議第53号

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

第7条第2項第3号及び第40条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第54号

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年3月県条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、施設障害福祉サービス及び指定入所支援を同一の施設において一体的に提供している場合の従業者及び設備の基準の特例措置の適用期間を延長するため提案するものである。

議第55号

山形県森林整備促進・林業等再生基金条例を廃止する条例の設定について

山形県森林整備促進・林業等再生基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

山形県森林整備促進・林業等再生基金条例を廃止する条例

山形県森林整備促進・林業等再生基金条例（平成21年7月県条例第58号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県森林整備促進・林業等再生基金を廃止するため提案するものである。

議第56号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について

山形県空港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形空港に係る着陸料を10分の1とする期間及び着陸料を徴収しない期間を延長するため提案するものである。

議第57号

山形県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

山形県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例

山形県港湾整備事業特別会計条例（平成3年3月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「荷さばき場」を「鉄道、荷さばき地」に、「給水施設、公共臨港線」を「船舶のための給水施設、休憩所」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

港湾整備事業特別会計の対象である港湾整備事業の範囲を拡大する等のため提案するものである。

議第58号

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	教員	養護教員	栄養教諭	寄宿舎指導員	実習助手	事務職員	技術職員	その他の職員	計
市町村立学校	人 5,631	人 326	人 65	人	人	人 350	人	人 10	人 6,382
県立中学校	17	1				1		1	20
県立特別支援学校	808	26		69	23	50		65	1,041
県立高等学校	1,742	53			146	152	13	114	2,220

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

児童及び生徒並びに学級の数の変動等に伴い、学校職員の定数を変更するため提案するものである。

議第59号

山形県立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

山形県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県立学校設置条例の一部を改正する条例
山形県立学校設置条例（昭和39年3月県条例第37号）の一部を次のように改正する。

本則第2号の表中	「	山形県立鶴岡南高等学校	鶴岡市	を
		山形県立鶴岡南高等学校山添校		
「	山形県立鶴岡南高等学校	鶴岡市	に改める。	」

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県立鶴岡南高等学校山添校を廃止するため提案するものである。